

令和3年1月13日

各代表者 様

千葉市こども未来部
幼保運営課長

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等での行事の開催について（2）
（令和3年1月13日時点）

日頃より本市保育行政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

1月7日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1都3県に緊急事態宣言が発令されました。保育園は通常開所し保育を実施しておりますが、市内保育園、認定こども園等において関係者（児童、職員等）のPCR受検事案が多く発生している現状から、感染拡大防止のため、公立保育所では下記のとおり保育参加等の行事を緊急事態宣言が発令されている期間内、中止することといたしました。

民間保育園、認定こども園等における行事の開催につきましては、各園のご判断になりますが、公立保育所での対応を参考にし、開催される場合は、感染防止に十分にご留意いただくとともに、中止にする際の保護者への説明につきましても、丁寧な対応をお願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

- (1) 公立保育所では外部（保護者含）の方を招いての行事は開催しない。
- (2) 市として一律に行事の開催・中止の要請は行わない。まずは、各園において「どうしてもこの時期に開催しなければいけないのか」イベントの必要性・重要度」の観点から判断する。（必要があれば開催。不要・不急であれば中止（延期））
- (3) 開催する場合の留意事項
 - ①児童、職員の人数と会場のバランスを考え、広い会場で実施する。
 - ②児童同士等、なるべく間隔をとる。
 - ③対面による集会は避ける。
 - ④行事の開催中は窓を開け、換気を行う。

2 今後の行事について

(1) 入園説明会、健康指導 ※緊急事態宣言解除後の実施が望ましい。

園ごとに嘱託医と相談し、臨機応変（分散、個別 等）に実施

(2) 卒園式

園ごとに臨機応変（分散、個別 等）に実施

(3) 開催する場合の留意事項

ア) 開催前の情報提供

① 以下の場合には参加を控えるよう要請

- ・咳やくしゃみなどの風邪症状がある
- ・参加前に体温を測定して 37.5℃以上の場合
- ・家族など周囲に風邪症状のある人がいる場合

② 咳エチケット、マスクの着用、頻繁な手洗いの実施を心掛けるよう要請

イ) 入場時の受付体制

① 参加者ごとの健康チェック（咳・鼻水などの風邪症状はないか）

② 入室前の手洗い又は手指消毒液による消毒

③ 入室方法の検討

- ・混雑しないように入室時間帯を制限する。
- ・参加者が停滞しないように入口・受付場所を増やす。
- ・入口の開閉は、原則、主催者が行う。（参加者が触れないようにする）

ウ) 運営方法

① 人数と会場のバランスを考え、広い会場で実施する。

② 参加者同士 1～2mの間隔をとる。

③ 対面による体面による集会（グループワークなど）は避ける。

④ 行事の開催中は窓を開け、換気を行う。

エ) 退出時

① 退出方法の検討

- ・混雑しないように複数の出口の利用、順番での退出。
- ・出口の開閉は、原則、主催者が行う。（参加者が触れないようにする）

② 帰宅後の健康状態の注意喚起

- ・熱や咳などの風邪症状が出ないか自己管理を行うよう注意喚起。

担当（お問い合わせ先）

幼保運営課 指導班

043-245-5727